神戸市火災予防条例第49条第2項第1号及び第2号ア適用に関する運用 (手続き及び維持管理に関する行政指導指針)

1 行政指導指針

- (1) 神戸市火災予防条例第49条第2項第1号又は第2号アを適用し、自動火災報知設備,共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備(以下「自動火災報知設備等」という。)又はスプリンクラー設備を設置する際、消防検査時に当該設備に不備があった場合、建築主及び施工者の改修負担が大きいことから、消防法第17条の14の規定の例により工事整備対象設備等着工届出書を届け出ること。
- (2) 神戸市火災予防条例第49条第2項第1号又は第2号アに基づき設置された,自動 火災報知設備等又はスプリンクラー設備については,非常時に確実に作動する必要 があることから,消防法第17条の3の3の適用対象となる防火対象物に係る消防用 設備等の点検及び報告の例により点検し報告すること。

2 施行期日

平成25年4月1日